

上富良野町出産・子育て 応援事業のご案内



上富良野町では、国で新たに創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、安心して出産・子育てができるよう令和5年3月1日より「上富良野町出産・子育て応援事業」を開始します。

I. 支給対象者(申請できる人)

1. 出産応援給付金

令和4年4月1日以降に妊娠の届出をし、母子健康手帳の交付を受けた妊婦
※令和4年4月1日以降に出産した場合、妊娠届出日が令和4年4月1日より前
でも対象となります。

2. 子育て応援給付金

令和4年4月1日以降に出生した子を養育する方

注意!

他市町村において同じ制度の給付を受けておらず、母子健康手帳交付時や出産後の赤ちゃん訪問時に面談した人が対象です。

2. 支給額

1. 出産応援給付金 妊婦1人あたり 5万円

2. 子育て応援給付金 こども1人あたり 5万円

※ 令和4年4月1日～令和5年2月28日までに出産された方は出産・子育て応援
給付金を一括で支給します

※いずれの給付金にも所得制限はありません

※双子の方は、出産応援給付金は5万円、子育て応援給付金は10万円になります

3. 支給の要件

1. 出産応援給付金：妊娠届出時の面談が必要です。

2. 子育て応援給付金：乳児家庭全戸訪問時(生後2～4ヶ月)の面談が必要です。

◆申請書にご記入頂いた金融機関口座にお振込みします

4. 給付金の支給手続き

- ①令和4年4月1日～令和5年2月28日までに出生したお子さんの養育者の方には案内文・申請書を送付します。
- ②令和5年3月1日以降に母子健康手帳交付を受けた妊婦・出生したお子さんの養育者の場合は、母子健康手帳交付時又は乳児家庭全戸訪問時に面談の中でご案内します。(申請書提出先：保健福祉課子育て支援班)

◆申請に必要な物

- 給付金の振込先金融機関の支店名と口座番号のわかるもの(通帳の写し等)
- 申請者本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等の写し)

よくあるご質問

Q:妊娠の届出や出生後転入・転出した場合はどうなりますか？

A:申請する時点でお住まいの市町村にご相談ください。

Q:里帰り出産の場合はどうなりますか？

A:住民票のある自治体から支給します。

住民票のある市町村又は里帰り先での面談が必要です。

Q:妊娠の届出後に流産・死産した場合は対象になりますか？

A:母子手帳交付済みであり、面談後の場合は対象になります。

Q:DV被害等により避難している場合(住民票と異なる住所に在住)はどうなりますか？

A:住民票がない場合でも面談を実施して支給することが可能です。

実際にお住いの自治体にご相談ください。

Q:申請から振込まで、どのくらい期間がかかりますか？

A:申請を受付てから概ね1ヶ月程度で支給します。

「出産・子育て応援交付金」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話等があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご相談ください。